

9 その他

(63)	公益財団法人 犯罪被害救援基金	133
(64)	公益社団法人 日本財団 まごころ奨学金	134
(65)	公益財団法人 暴力追放広島県民会議 (広島県暴力追放運動推進センター)	135
(66)	広島県生活センター (広島県環境県民局消費生活課)	136
(67)	社会福祉法人 広島いのちの電話	138
(68)	年金事務所	138
(69)	全国健康保険協会 (協会けんぽ) 広島支部	140
(70)	税務署	141

(63) 公益財団法人 犯罪被害救援基金

国民の浄財からなる基金で、犯罪被害者遺児等に対する学資の給与等の救援事業を行っています。

奨学金給与事業	
	<p>通学先によって給付額は異なりますが、採用時から学業が終了するまでの期間、奨学金や入学一時金を給与します (返済の必要はありません)。</p> <p>【対象要件等】</p> <p>以下の各要件に当てはまる方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 人の生命又は身体を害する犯罪行為により、不慮の死を遂げた方又は重障害を受けた方の子・孫・弟妹等 ・ 犯罪被害を受けたときにおいて、主として被害者の収入によって生計を維持していた子・孫・弟妹等 ・ 幼稚園、保育所、学校に在学し、学業・人物ともに優秀で、かつ、学資の支払が困難であると認められる子・孫・弟妹等 <p>【窓口】</p> <p>広島県警察本部警務部警察安全相談課被害者支援室 082-228-0110 (代)</p>
支援金支給事業	
	<p>現に著しく困窮し、加害者による賠償が期待できず、かつ、公的な救済制度又は保険の対象外であるなど、特別な救済を行うべき理由がある犯罪被害者等に支援金を支給します。</p> <p>【対象者】</p> <p>犯罪等により被害を被った者又は犯罪等により死亡した場合の遺族</p> <p>【窓口】</p> <p>公益財団法人犯罪被害救援基金 03-5226-1020</p>

■ **公益財団法人 犯罪被害救援基金**

〒102-0093 東京都千代田区平河町 2-3-6 平河町共済ビル内

電話 03-5226-1020 FAX 03-5226-1023

ホームページ <http://kyuenkikin.or.jp/>

(64) 公益財団法人日本財団 まごころ奨学金

- 公益財団法人 日本財団（以下、「日本財団」という。）は、子ども、障害者、高齢者、災害などの支援を行う日本最大の財団です。
- 日本財団は、振り込め詐欺救済法に基づく預保納付金を用い、犯罪被害者の子弟で学費の支弁が困難な方を対象に奨学金の給付をいたしております。詳しくは下記お問い合わせ先へ御連絡いただくか、ホームページを御確認ください。

奨学金の給付

- 対 象 保護者または本人が、犯罪に遭遇し、学資の支弁が困難になった家庭の子供で、高校、特別支援学校高等部、専修学校（専門課程・高等課程）、高等専門学校、短大、大学、大学院に在学しているか進学を予定している方
- 形 式 給付
- 期 間 在学する学校の正規の修学期間
- 選定の基準 犯罪状況について、都道府県警察等に確認を行い、経済状況等を勘案したうえで、決定します。

区 分	月額（上限）	入学一時金（上限）
大学院	50,000 円	300,000 円
大学・短大 高等学校4年以上 専修学校専門課程	50,000 円	300,000 円
高等学校 高等専門学校3年以下 専修学校高等課程 特別支援学校高等部	国立・公立 17,000 円 私立 25,000 円	国立・公立 50,000 円 私立 50,000 円

- 申 請 下記お問い合わせ先へご連絡いただくか、又はホームページを御確認ください。募集要項は日本財団よりお取り寄せいただくこともできますのでお気軽にお問合せください。御申請は随時受け付けております。

【窓 口】

日本財団 まごころ奨学金 係 電話 03-6229-5111

■ 公益財団法人 日本財団 まごころ奨学金

〒107-8404 東京都港区赤坂 1-2-2

電話 03-6229-5111 FAX 03-6229-5180

E-mail : magokoro@ps.nippon-foundation.or.jp

預保納付金支援事業ホームページ <https://nf-yoho.com/>

(65) 公益財団法人 暴力追放広島県民会議 (広島県暴力追放運動推進センター)

広島県公安委員会から指定された暴力追放運動を行う法人で、暴力団のいない安全で明るく住みよい社会の実現を目指しつつ、暴力団員による不当な行為と被害の防止を図ることを目的として設立された団体です。

暴力相談活動	
	弁護士、警察OBなどの暴力追放相談委員が、面談・電話等により、暴力団による被害の防止、回復に向けたアドバイスを行っています。 【窓 口】 暴力相談電話 082-228-5050 受付時間 月～金曜日（祝日・年末年始を除く）9:30～16:00
見舞金の支給	
	暴力団員の不当な行為により被害を受けた方に対して、見舞金を支給しています。 【窓 口】 事務局電話 082-511-0110
暴力団員を相手とした民事訴訟の支援活動	
	国家公安委員会から認定を受けた適格都道府県センターとして、暴力団事務所使用差止請求訴訟を代行するほか、暴力団に対する損害賠償請求訴訟に必要な費用の貸付等を行います。 【窓 口】 事務局電話 082-511-0110

■ **公益財団法人 暴力追放広島県民会議 (広島県暴力追放運動推進センター)**
 〒730-0011 広島市中区基町 10-3 広島県自治会館 3 階
 事務局電話 082-511-0110 FAX 082-511-0111
 ホームページ <https://www.h-boutui.org/>
暴力追放 広島 検 索

(66) 広島県生活センター（広島県環境県民局消費生活課）

商品やサービス等消費生活全般に関する苦情や問合せ等, 消費者からの相談を専門の相談員が受け付け, 消費者被害の救済・回復を図るため公正な立場で処理に当たっています。

相談業務（電話又は来所）

悪質商法等に巻き込まれた被害者への情報提供・助言・あっせんを行っています。

【窓 口】

受付時間 月～金曜日（祝日・年末年始除く）9:00～17:00

※ 来所の場合は, 16:00頃までにお越しください。


名 称	住 所	電 話
広島県生活センター	〒730-8511 広島市中区基町 10-52 農林庁舎 1 階	082-223-6111 (消費生活相談専用)

※ 県内の各市町にも消費生活相談窓口があります（P136, 137の一覧を参照）。

（メール相談）

メールでの相談も受け付けています。

ご相談は県ホームページから。



〈市町消費生活相談窓口一覧〉

名 称	住 所	電 話	受付時間（※1）
広島市消費生活センター	〒730-0011 広島市中区基町 6-27 アクア広島センター街 8 階	082-225-3300	火曜日を除く毎日 10:00～19:00
呉市消費生活センター	〒737-8501 呉市中央 4-1-6 呉市役所 1 階	0823-25-3218	月～金曜 8:30～16:30
竹原市消費生活相談室（竹原市, 大崎上島町の住民の相談窓口）	〒725-8666 竹原市中央 5-1-35 竹原市役所 1 階	0846-22-6965	月～金曜 10:00～16:00
	〒725-0231 豊田郡大崎上島町東野 6625-1 大崎上島町役場	0846-65-3123	奇数月の第 1 金曜 10:00～15:00
三原市消費生活センター	〒723-8601 三原市港町 3-5-1 三原市役所 3 階	0848-67-6410	月～金曜 9:00～16:00
尾道市消費生活センター	〒722-8501 尾道市久保 1-15-1 尾道市役所 1 階	0848-37-4848	月～金曜 9:00～17:00
福山市消費生活センター	〒720-8501 福山市東桜町 3-5 福山市役所 1 階	084-928-1188	月～金曜 8:30～16:30
府中市消費生活センター	〒726-8601 府中市府川町 315 府中市役所本庁舎南棟	0847-43-7106	月・火・木・金曜 10:00～16:00
三次市消費生活センター（市民課市民窓口係）	〒728-8501 三次市十日市中 2-8-1 三次市役所東館 1 階	0824-62-6222	月～金曜 (水曜は相談員不在) 9:00～16:00
庄原市消費生活センター	〒727-8501 庄原市中本町 1-10-1 庄原市役所本庁舎 1 階	0824-73-1228	月～金曜 9:00～16:00

大竹市消費生活センター	〒739-0692 大竹市小方 1-11-1 大竹市役所 3 階	0827-57-3236	火・金曜 9:00～16:00
東広島市消費生活センター	〒739-8601 東広島市西条栄町 8-29 東広島市役所北館 1 階	082-421-7189	月～金曜 9:00～16:30
廿日市市消費生活センター	〒738-8501 廿日市市下平良 1-11-1 廿日市市役所 6 階	0829-31-1841	月～金曜 9:00～16:00
安芸高田市消費生活相談窓口	〒731-0592 安芸高田市吉田町吉田 791 安芸高田市役所第 2 庁舎	0826-42-1143	火・木曜 9:30～16:30
江田島市消費生活相談窓口	〒737-2297 江田島市大柿町大原 505	0823-43-1843	月～金曜 9:00～16:00 金曜のみ 15:00 まで
府中町消費生活相談コーナー	〒735-8686 安芸郡府中町大通 3-5-1 府中町役場本庁舎 1 階	082-286-3128	月～金曜 9:00～16:00
海田町消費生活相談窓口	〒736-8601 安芸郡海田町上市 14-18 海田町役場 2 階	082-823-9219	木曜 (祝日、年末年始は除く) 9:30～16:00 (12:00～13:00 は休み)
熊野町消費生活相談窓口	〒731-4292 安芸郡熊野町中溝 1-1-1 熊野町役場 2 階	082-820-5636	月～金曜 10:00～16:00 (相談員は月・水曜のみ)
坂町消費生活相談窓口	〒731-4393 安芸郡坂町平成ヶ浜 1-1-1 坂町役場 3 階	082-820-1535	木曜 9:00～16:00
安芸太田町消費生活相談所	〒731-3810 山県郡安芸太田町戸河内 784-1 安芸太田町役場東館 1 階	0826-28-1961	月～金曜 9:00～16:00 (12:00～13:00 は休み)
北広島町消費生活相談室	〒731-1533 山県郡北広島町有田 495-1 北広島町人権・生活総合相談センター 1 階	0826-72-5571	木曜 10:00～16:00
世羅町生活安全相談窓口	〒722-1192 世羅郡世羅町西上原 123-1 世羅町役場本庁舎 1 階	0847-22-1111	月～金曜 10:00～16:00
神石高原町消費生活相談窓口	〒720-1522 神石郡神石高原町小島 1701 神石高原町役場本庁舎 2 階	0847-89-3088	月～金曜 9:00～16:00

※1 祝日、年末年始は除く（広島市消費生活センターについては、祝日も受付可）
12 時～13 時は除く（広島市消費生活センター、福山市消費生活センターについては、
12 時～13 時も受付可）

(67) 社会福祉法人 広島いのちの電話

自殺等の様々な精神的危機に追い込まれた人たちが、再び生きる喜びを見い出されることを願い、よき隣人として活動を行う民間団体です。

相談業務

自殺を考えている人や、その家族・遺族に対し、一定の研修を受けた相談員が、年中無休 24 時間、電話相談に応じます。

【相談専用電話】

広島いのちの電話 082-221-4343 (年中無休 24 時間)

全国共通「自殺予防フリーダイヤルいのちの電話」

毎月 10 日 午前 8 時から翌朝 8 時 (24 時間) 0120-783-556

広島県フリーダイヤル「自殺予防いのちの電話」

毎月 20 日 午前 8 時から午後 8 時 0120-375-568 (広島県内のみ通話可能)

■ 社会福祉法人 広島いのちの電話

〒730-0013 広島市中区八丁堀 7-11 広島 YMC A 内

事務局電話 082-221-3113 FAX 082-221-6778

ホームページ <https://www.hiroshima-ikiru.org/>

いのちの電話 広島

検索



(68) 年金事務所

国(厚生労働大臣)から委任・委託を受け、公的年金に係る一連の運營業務(適用・徴収・記録管理・相談・裁定・給付等)を担っている特殊法人です。

相談業務

年金相談に関する問合せ・手続きに応じています。

【電話での相談窓口】

- ねんきんダイヤル(年金相談に関する一般的なお問合せ)

電話 0570-05-1165 (ナビダイヤル)

- ※ 「050」から始まる電話でおかけになる場合は、03-6700-1165
受付時間 月～金曜日 8:30～17:15

- ※ 月曜日(休日明けの初日)は19:00まで延長
第2土曜日 9:30～16:00

- 予約受付専用電話(来訪相談のご予約)

電話 0570-05-4890 (ナビダイヤル)

- ※ 「050」から始まる電話でおかけになる場合は、03-6631-7521
受付時間 月～金曜日(平日) 8:30～17:15

- ねんきんネット

年金加入記録の照会、年金見込額の試算、持ち主のわからない記録の検索、電子版「ねんきん定期便」や各種通知書の確認等、年金に関する便利なサービスを御利用いただけます。詳しくは、日本年金機構のホームページを御参照ください。

<p>【来訪での相談・手続き窓口】 県内の年金事務所 受付時間 月～金曜日 8:30～17:15 ※ 月曜日（休日明けの初日）は19:00まで延長 第2土曜日 9:30～16:00</p>

名 称	住 所	電 話	管轄地域
広島東年金事務所	〒730-8515 広島市中区基町1-27	082-228-3131	中区 安佐南区 安佐北区
広島西年金事務所	〒733-0833 広島市西区商工センター 2-6-1 NTTコムウェア広島ビル1階	082-535-1505	西区 佐伯区 大竹市 廿日市区 山県郡
広島南年金事務所	〒734-0007 広島市南区皆実町1-4-35	082-253-7710	東区 南区 安芸区 江田島市 安芸郡
福山年金事務所	〒720-8533 福山市旭町1-6	084-924-2181	福山市
呉年金事務所	〒737-8511 呉市宝町2-11	0823-22-1691	呉市 東広島市 竹原市
東広島分室	〒739-0015 東広島市西条栄町10-27 栄町ビル1階	082-493-6301	
三原年金事務所	〒723-8510 三原市円一町2-4-2	0848-63-4111	三原市 尾道市 豊田郡 世羅郡
三次年金事務所	〒728-8555 三次市十日市東3-16-8	0824-62-3107	三次市 庄原市 安芸高田市
備後府中年年金事務所	〒726-0005 府中市府中町736-2	0847-41-7421	府中市 神石郡

※ 平成29年2月から、広島市内年金事務所の厚生年金保険・健康保険の資格・保険料納付関係業務を広島東年金事務所に集約しました。

■ 日本年金機構広島東年金事務所（地域代表年金事務所）

〒730-8515 広島市中区基町1-27

電話 082-228-3131（代） FAX 082-221-3042

ホームページ（日本年金機構） <https://www.nenkin.go.jp/>

来訪相談のご予約 → 予約受付専用電話 0570-05-4890

(69) 全国健康保険協会（協会けんぽ）広島支部

中小企業等で働く従業員やその家族が加入している健康保険（政府管掌健康保険）は、従来、国（社会保険庁）で運営していましたが、平成20年10月1日より新たに全国健康保険協会（協会けんぽ）が設立されています。

健康保険の保険者として、健康保険証（被保険者証）の発行、傷病手当金や高額療養費、出産育児一時金等の給付業務、ジェネリック（後発）医療品の使用促進、糖尿病の重症化予防等の医療費適正化事業、また健康診断や保健指導等の保健事業等を行っています。

※ 協会けんぽからのお願い

医療費が高額になる際には、医療機関の窓口で精算できる限度額適用認定証を御利用ください。

限度額適用認定証

入院や通院治療で高額な医療費がかかるとき、「限度額適用認定証」を医療機関等に提出することにより、窓口での支払いが自己負担限度額までで済みます。

■ **全国健康保険協会（協会けんぽ）広島支部**

〒732-8512 広島市東区光町1-10-19 日本生命広島光町ビル2階

電話 082-568-1011（代） FAX 082-568-1130

受付時間 平日 8:30～17:15

ホームページ <https://www.kyoukaikenpo.or.jp/shibu/hiroshima/>



(70) 税務署

国税庁の下部組織で、内国税の賦課徴収を担当する第一線の行政機関です。

医療費控除

年間の医療費が一定額を超える場合に、その超える部分が医療費控除の対象となります。控除を受けた金額に応じて所得税が軽減されます。

【窓口】

名 称	住 所	電 話	管轄地域
広島東税務署	〒730-0012 広島市中区上八丁堀 3-19	082-227-1155 (自動音声でご案内します。)	広島市中区の一部 広島市東区の一部(海田署管内を除く)、広島市南区の一部
広島南税務署	〒734-0003 広島市南区宇品東 6-1-72	082-253-3281 (自動音声でご案内します。)	広島市南区の一部 江田島市
広島西税務署	〒733-8555 広島市西区観音新町 1-17-3	082-234-3110 (自動音声でご案内します。)	広島市中区の一部 広島市西区
広島北税務署	〒731-0294 広島市安佐北区亀山 2-25-10	082-814-2111 (自動音声でご案内します。)	広島市安佐南区 広島市安佐北区の一部 (吉田署管内を除く) 山県郡
呉税務署	〒737-8652 呉市中央 3-9-15 呉地方合同庁舎	0823-23-2424 (自動音声でご案内します。)	呉市
竹原税務署	〒725-8686 竹原市中央 3-2-12	0846-22-0485 (自動音声でご案内します。)	竹原市 豊田郡
三原税務署	〒723-8511 三原市宮沖 2-12-1	0848-62-3131 (自動音声でご案内します。)	三原市
尾道税務署	〒722-8505 尾道市古浜町 27-18	0848-22-2131 (自動音声でご案内します。)	尾道市 世羅郡
福山税務署	〒720-8652 福山市三吉町 4-4-8	084-922-1350 (自動音声でご案内します。)	福山市の一部 (府中署管内を除く)
府中税務署	〒726-0002 府中市鶉飼町 555-40	0847-45-2570 (自動音声でご案内します。)	福山市のうち芦田町、駅家町、新市町 府中市 神石郡
三次税務署	〒728-0013 三次市十日市東 1-13-5	0824-62-2721 (自動音声でご案内します。)	三次市
庄原税務署	〒727-0021 庄原市三日市町 667-5	0824-72-1001 (自動音声でご案内します。)	庄原市
西条税務署	〒739-8615 東広島市西条昭和町 16-8	082-422-2191 (自動音声でご案内します。)	東広島市
廿日市税務署	〒738-8601 廿日市市新宮 1-15-40 廿日市地方合同庁舎	0829-32-1217 (自動音声でご案内します。)	広島市佐伯区 大竹市 廿日市市
海田税務署	〒736-8505 安芸郡海田町大正町 1-13	082-823-2131 (自動音声でご案内します。)	広島市東区のうち馬木町、馬木 1~9丁目、温品町、温品 1~8丁目、上温品 1~4丁目、福田町、福田 1~8丁目、広島市安芸区 安芸郡
吉田税務署	〒731-0501 安芸高田市吉田町吉田 3604-1	0826-42-0008 (自動音声でご案内します。)	広島市安佐北区のうち白木町 安芸高田市

■ 広島国税局

〒730-8521 広島市中区上八丁堀 6-30 広島合同庁舎 1号館

電話 082-221-9211 (代)

ホームページ <https://www.nta.go.jp/about/organization/hiroshima/index.htm>

※ 国税に関する一般的なご相談は、電話相談センターをご利用ください。

税務署にお電話していただき、自動音声案内に従い「1」番を選択してください。